

人権教育だより

第75号

発行 長野県教育委員会
 編集 教学指導課
 心の支援室人権支援係
 発行人 町田 暁世
 長野市大字南長野字幅下692-2
 電話 026-235-7450
 F A X 026-235-7495

人権教育の指導方法等の在り方[第三次とりまとめ]とは？

文部科学省が平成20年3月に公表した『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]』は、同和教育で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築していくことを目指したものと考えられ、これからの学校人権教育を進めていく上で、大きな意味を持ちます。

[第一次とりまとめ](H16.6)は、「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示しています。

[第二次とりまとめ](H18.1)は、指導方法等の工夫・改善のための理論を提示しています。

[第三次とりまとめ]は、第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践例等の資料を掲載しています。(「指導等の在り方編」「実践編」「実践編～個別的な人権課題に対する取組～」の3冊にまとめられています。) [第三次とりまとめ]は、文部科学省のホームページにも掲載されています。

[第三次とりまとめ] 10のポイント



Point 1 人権教育は全ての教育の基本

「人権教育は、全ての教育の基本となるものであり、各学校においては、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて創意工夫してこれに取り組まねばならない。」 (指導等の在り方編P41)

[第三次とりまとめ]全編を通じて、「学校という集団で日々生活することそのものが人権教育である」というメッセージが伝わってきます。

Point 3 「隠れたカリキュラム」

「教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒が学びとっていく全ての事柄」 (指導等の在り方編P9)

教職員が意図せずに教えている事柄の中で、子どもたちに向かって話す教職員の言葉使い、日々のさりげない態度等が、子どもたちを安心させたり、その反対に、「いじめ」を許す雰囲気や環境を作ったりすることになっていないか、不登校防止のためにも、そういった視点での見返しが大切です。

Point 2 人権教育の目標

「児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。」 (指導等の在り方編P8)

長野県の「人権教育指導の手引」の方針と目標が重なります。正しい理解と認識 共に生きる心意欲と実践力 (「人権教育指導の手引」P2)

Point 4 「効果のある学校 effective school」

「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められている。「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性など人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っている。

(指導等の在り方編P16)

Point 5 人権教育を通じて育てたい資質・能力

知的側面(人権に関する知的理解に関わる)

・権利・義務などの諸概念,人権侵害を防ぐ実践的知識等

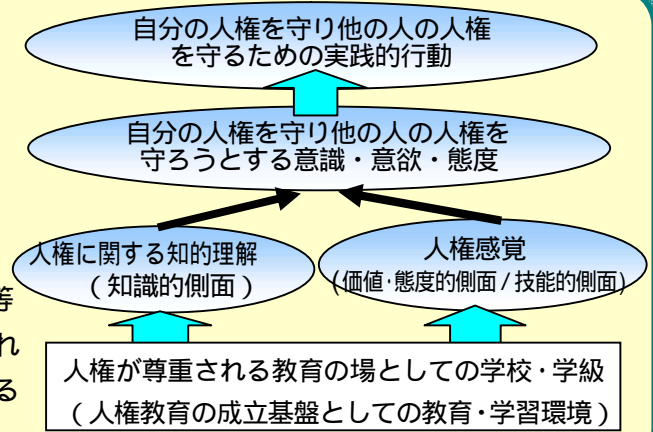
価値・態度的側面(人権感覚を目覚めさせ,高める)

・自他の人権の尊重,多様性に対する肯定的評価等

技能的側面(人権感覚を鋭敏にする)

・コミュニケーション技能,偏見や差別を見きわめる技能等

「指導等の在り方編」P7に右図を詳しくした図が紹介されており,児童生徒に「どのような力をつけるか」を検討するときに役立ちます。



Point 6 人権尊重の精神に立つ学校づくり

人権が尊重される環境づくり

(安心して過ごせる学校・教室)

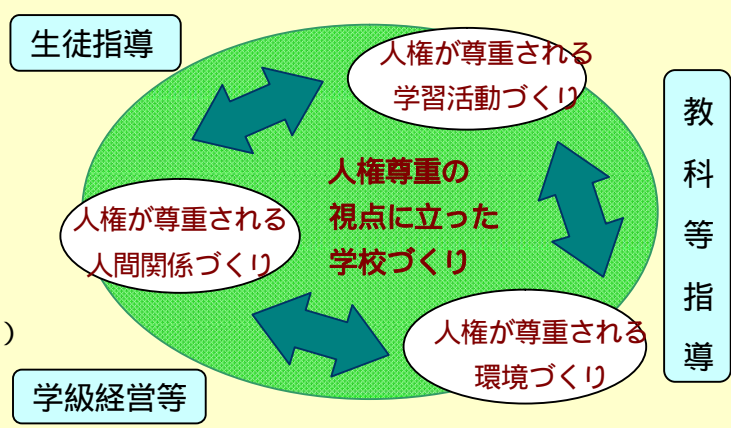
人権が尊重される人間関係づくり

(互いのよさや可能性を認め合える仲間)

人権が尊重される学習活動づくり

(一人一人が大切にされ,互いのよさや可能性を
発揮できる授業) (指導等の在り方編P11)

教職員は毎日人権教育の中で授業をし,学級経営
をし,生徒指導をしているといえます。



Point 7 全体計画・年間指導計画の策定

管理職及び人権教育担当部(担当者)による策定・
見直し方針の提示

各学年組織による学年ごとの年間指導計画案作成
(指導等の在り方編P18 実践編P7)

Point 8 学校としての組織的な取組と
その点検・評価

人権教育の推進体制に関するチェックポイント

学校目標に人権教育に関する事項が示されている

校長・教頭が人権教育推進に指導力を発揮している

全体計画・年間指導計画が作成されている

家庭・地域,関係諸機関との連携・協議

教職員研修が計画的に実施されている

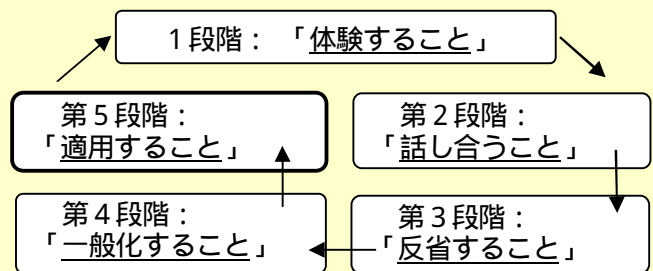
(指導等の在り方編P16 実践編P12)

Point 9 人権教育における指導方法の基本原則

協力的な学習 参加的な学習 体験的な学習

(指導等の在り方編P28)

「体験的な学習」に関する学習サイクル



体験的学習は体験自体が目的なのではなく,いくつかの段階を踏んで,体験したことを内面化し,自己変容へと結びつけることが大切になってきます。

第1段階の「体験」は,現実的な体験だけを意味するものでなく,明確な目的意識のもとに考え出された学習活動(アクティビティ)に取り組むことによる疑似体験や間接体験も含まれます。

Point 10 個別的な人権課題に対する取組

様々な人権課題の中から,児童生徒の発達段階等に配慮しつつ,それぞれの学校の実情に応じて,より身近な課題,児童生徒が主体的に学習できる課題,児童生徒の心に響く課題を選び,時機を捉えて,効果的に学習を進める。

(個別的な人権課題に対する取組編P1)



「S先生の落とし穴」

「隠れたカリキュラム」は、教科指導の中でも考えられま

6年生の担任のS先生は、秋の授業研究会に向けて、日々の授業づくりにたいへん熱心です。授業教科は国語、表現力やコミュニケーション能力の向上をテーマに取り組んでいます。

学習指導案より(抜粋)

「コミュニケーション能力とは、聞き手に自分の思いや考えをはっきりと伝えたり、話し手の思いや考えを共感的に聞いたりして、互いの思いや考えを伝えあう力である。

自分の考えを持っていても、恥ずかしがって発言できなかったり、発言しようと思わなかったりする子どもたちに、必要感のある学習や、考えずにはいられない学習課題を設定することで、どの子も発言できるようにしてきた



S先生はどの子も発言できるようにしたいと願って単元を構想していきました。しかし、「発言できる」という結果を求めたために、学級にはいつの間にか「発言できることがよいことで、できないことはよくないことだ」という空気が流れるようになってしまいました。発言に至るまでの過程を大事にしなければいけないにもかかわらず、結果を重視してしまったのです。

やがて学級には、「できないことはよくないことであり、改善しなければいけないこと」というルールが生まれていきました。できない人を見下すような視線や、できないことを中傷する言動にS先生が気づいたのは、しばらくたってからのことでした。

教師のこのような姿勢が、いじめを生むことにつながってしまったのです。

できることはすばらしい。できないことは？
教師の立ち位置：結果だけでなく、過程を大事にする教師に

すぐに取り組む人権教育

個々の児童生徒が、一人の人間として大切にされている実感を持つことができる学級・学校づくりのためには、まず、教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であることを再確認し、隠れたカリキュラムの視点で日々の実践を見返すことが大切です。

教職員と児童生徒間、児童生徒同士、教職員同士の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものです。

県教育委員会から、平成19年度に、「集まってひとつの花」(いじめのない集団づくりのために)が各校に送付されています。

「S先生の落とし穴」のほか、役立つ資料がたくさんあります。ご活用ください。



人権教育Q&A

同和問題の学習

Q 1 同和教育から人権教育になったので、同和問題はもう教えないのですか？

子ども達に同和問題について何も教えなかったらどうなるでしょう。初めての同和問題との出会いが差別的な情報等であった場合、安易に信じてしまう可能性もあります。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、同和問題が人権課題の一つとして位置づけられています。また、小学校6年生及び中学校の社会科の教科書には、被差別部落の歴史や同和問題解決に向けての人々の歩みが必ず出てきます。しっかり学ばせたいですね。

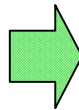
Q 2 教科書の江戸時代の身分制度の記述が変わった気がしますが？

被差別部落の歴史に関わる記述について、A社の中学校用の教科書の一部を紹介します。「低い身分」「下の身分」という表現はなくなっています。

<平成9年度改訂>

【きびしい身分による差別】

身分は、武士と百姓と町人とに分けられ、また「えた」や「ひにん」とよばれる低い身分も置かれた。



<平成18年度改訂>

【きびしい身分による差別】

百姓・町人とは別に、えた身分、ひにん身分などの人々がいました。

さらに、「皮革業、農業などで生活し、年貢を納めました。」「雪駄(せった)は、おもに、差別された人々によってつくられていました。」というように、教科書の記述が、かつての「差別と貧困」の歴史から「生産と労働と文化」の側面にとらえた内容に変化しています。被差別民衆が生活や文化の創造に果たしてきた役割等、近年の歴史研究の成果が教科書に反映されているのです。

また、以前から、多様な人々の生活を扱わずに歴史学習を進め、江戸時代になって突然身分制度の学習に入ると、子ども達も教師も違和感を持ってしまうということがありました。近世の身分制度のみを扱うのではなく、中世の被差別民衆が文化創造に果たしてきたこと、アイヌの人々の生活や文化の歴史、女性の地位向上をめざす運動など様々な人権課



用水の管理・警備をする被差別部落の人もありました



薬屋さんも全国各地の被差別部落にいました

題に関わる内容をどう扱うか、歴史学習全体の指導の構想を見直すことが大切です。(アニメ「もののけ姫」には、ハンセン病患者をはじめ、生き生きと共生する中世の被差別民衆が登場します。「一遍聖絵」等も参考になります。)

Q3 被差別部落の歴史をどのように学べばいいのですか？

教科書から発展させた歴史学習の中で、厳しい差別の中を生き抜いた人々と豊かな出会いができると思います。「巧みな技術と豊かな経験によって玄白を助け、医学の発展につくした虎松の祖父」、「春駒や猿回し等で人々の生活に潤いを与えた辻芸人」、「自らの解放を求めて立ち上がった水平社の若者達」等の生き方にふれ、自分の生き方を考えることが、子ども達にとって(教師にとっても)、とても大切だと思います。

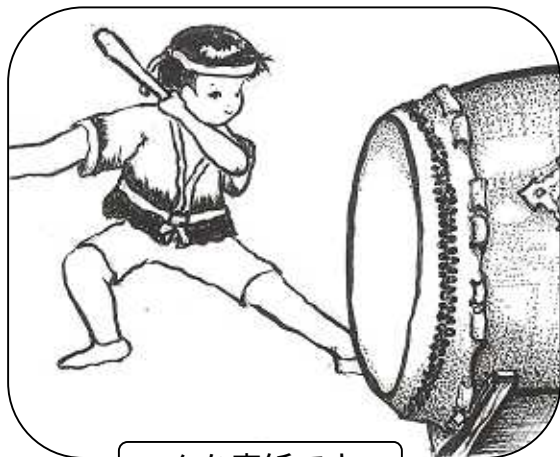
Q4 同和問題の解決のためには同和問題だけを学習すればいいのですか？

同和問題だけでなく、女性・障害者・外国人・HIV・ハンセン病問題等の他の人権課題の解消に向けた学習や取り組みをあわせて行っていく中で、同和問題も解消に向かっていくものと考えます。

同和問題の解決を自らの課題と受け止めて学習を深めていった子ども達が、身近ないじめ等の問題にしっかり向き合うようになるという取り組みが以前からありました。私達の先輩教師が同和教育の中で築いてきた学びの姿勢を、これからの人権教育の中でも活かしたいと思います。

Q5 同和問題の学習で、使いやすい教材がありますか？

県教育委員会では、平成20年度に、長野県の学校で使用しやすい学習教材として「同和問題学習展開案」を作成し、各学校へ配布しました。必要な場合は、各教育事務所または教学指導課心の支援室までお問い合わせください。



こんな表紙です

もくじです

はじめに

近年の部落史研究・教科書の記述の見直しについて

- 1 江戸時代の身分制度と人々の暮らし
- 2 村人さえ無事ならば
- 3 解体新書
- 4 洗染め一揆
- 5 解放令
- 6 全国水平社
- 7 差別に負けない心(高橋くら子)
- 8 真新しい教科書
- 9 わたしのおかねなのに 識字学級のつづりかたから

「勤る(いたわる)」から「尊敬」へー<訓覇浩さんの講演から>

訓覇 浩(くるべこう)さん

- ・元ハンセン病問題に関する検証会議検討委員
 - ・真宗大谷派解放運動推進本部委員
 - ・ハンセン病市民学会共同代表
- 学校人権教育研修会での講演内容の一部です。

【問われるもの、願われるものとして】

私は、自分自身の差別問題への取り組みを一口で表現するなら、「問われるもの、願われるものとしての解放運動」と言わせてもらっております。根強い人を差別するところ、排除する意識を持っている私をして、人権問題に向き合わせてくれるもの、それは私に向けて発せられる厳しい問いかけの声だと思います。しかしその問いかけは、差別を悲しむ深い願いから発せられております。その声に向き合うことからはじまり、そこに帰結する運動、それが私にとっての解放運動です。

【アイヌ問題】

私にとって、その問いかけの一つが、アイヌ民族の方からのものでした。初めてお会いしたアイヌ民族の方から、「アイヌ民族は、和人を良き隣人として迎え入れようとした。しかし、その人たちはよき隣人とは言えない人たちになってしまった。そのことを、悲しみと怒り、憤りを込めてシャモという。しかし、あなたは、今はシャモでも、必ずシャム(よき隣人)になってくれると信じている。あなたが本当にシャムになってくれないと、自分も人間(アイヌ)になれない。だから、私はあなたがシャモである限りつきあう。」と言われました。そこには人間に対する絶対信頼があります。この言葉は私の取り組みの原点です。

【水平社宣言】

次に水平社宣言に向き合いたいと思えますが、まず冒頭で、「過去半世紀」つまり、賤称廃止令以降の

五十年の間に、近代国家としてなされてきた差別をなくすための取り組みを「人間を勤るかの如き運動」と表現した。「勤る(いたわる)」の漢字は、「奪つ、殺す、かすめ取る」という意味です。それをわざわざ「いたわる」と読ませ、その取り組みが「多くの兄弟を墮落させた」と看破した。そういう現実の中で、「人間を勤るかの如き運動」から「此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自らを解放せんとする者の集団行動を起こせるは、寧ろ必然である」と運動の本質の転換を図ろうとしたのだと受け止めていきます。

究極の人権侵害というのは、人権侵害を受けているというところに覆いをかけさせてしまうことだと思います。そのことは、自らが差別をしているということに覆いをかけることにもつながっていきます。人間をいたわるかにみせかけ、実はかすめとるような運動、そのことと水平社は向き合おうとしたんじゃないでしょうか。「呪われの夜の悪夢」の中で、自らの中に人間の血が流れているということに気が付いてしまうと、逆にその現実の中で生活していけなくなる、そういう中で生きることを余儀なくされてきた人たちが、人間の血が涸れずに流れていることに目を背けること自体が自らに対する裏切りなんだ、自らが人間であることを捨ててしまつことにならんだ、そういう人間として生きるということにおける、自らの闘いの中から発せられたのがこの宣言であると思います。「呪われの夜の悪夢のうちに、なほ誇りうる人間の血は、涸れずにあつた」と宣言する運動。それが水平運動の基本だと思います。

【ハンセン病問題】

国の隔離政策の根拠となつた「らい予防法」は、現在まで生き延びてきましたが、どうしてかというところ、この法律はかわいそうな人を救う良い法律だ、つまり「救らい法」だという意識が私たちの中にあ

るからなのではないか。それは、水平社が「勤る」という言葉で表した課題とつながります。隔離で人を排除すると同時に、それはかわいそうな人を救つてあげることなのだという意識が、隔離政策が始まった時に、しっかりと植え付けられている。それは、法律の二面性で、悪いところばかりではない、いいところもあるというふうに解釈することもできるかもしれませんが、私は、そこが一番危険なところだろうと思っております。「隔離の中で人間は絶対に救われぬ」と一度言い切らなければ、隔離からの解放は始まらないのだと思います。

私たち宗教者も、らい予防法の施行と同時に療養所に入っております。当時は、ほとんど寄りつく人もいなかったので、献身的に入っている。かわいそうな人たちに慰安を与えねばならないと、うつるかもしれないという意識と葛藤しながら、入所者の方達とおつきあいをしてきました。そのことは、本当に受け入れられました。しかし、入所者に対して、ここは安住の地だという意識つまり隔離を受容する意識を植え付ける役割を担つてしまつたのです。本当に申し訳ないことです。

【人権という言葉】

人権という言葉は、極めて普遍的なものだと思います。しかし、普遍的な言葉には、必ず具体性が伴つ。差別問題を考えるときに、具体的な事柄の中に、生きる一人一人の現実がある。人権という言葉から具体的なものが展開されてこなければ、それは、「人権問題に取り組む」と言つことで、本当に苦しむ人の顔を見ない言い訳をしているに過ぎなくなるのではないかと思います。

共に解放されるということも、つながりの具体性の中で互いと出会い続けるということなのだと思います。

平成20年度「第28回全国中学生人権作文コンテスト」法務大臣賞の作品を紹介し

「僕んちのお父さん」

下條村立下條中学校3年

齋藤 誠さん

「いつまで起きてんだ。さっさと寝ろ」夜の九時過ぎ、テレビがなんかイイ感じなのも構いなしにお父さんが怒鳴る。つい数分前に「勉強しろ」って怒鳴ってたにせよ。お父さんは僕が見る限りほとんどマイナス面できている。休日は朝から酒を浴びるよりに飲み、それに比例して自己中になっていく。ウエストは百センチ。メタボの鑑である。他のパーツは標準的なのがかえって災いし、ウエストをより引きたてている。唯一のプラス面は、料理が上手ということくらいだが、面倒臭がりな性格がこれまた災いし、滅多なことでは作りもしない。それに、メタボの鑑が作る料理である。カロリー計算などしたくもない。

つまり、「理想のお父さん」からは似ても似つかないのが「僕のお父さん」なのだ。そんなお父さんが身体障害者だと知ったのは小五のときだった。「障害者って見たことある？」とお母さんに聞いたのがきっかけだ。だましてるんだと思っただけで信じていなかったが、若かりし頃のお父さんの写真が貼られている「障害者手帳」なるものを見せられては、認めざるを得なかった。そこに難しい字で書かれた障害名から察するに、足の障害らしかった。

「らしかった」というのは、お父さんの歩行が普通の人となら変わりのないように見えるからである。

ある時、面倒臭がりなお父さんにしては珍しくドライブに連れていってくれたことがあった。適当な飲食店で昼食を済ませ、駐車場へ向かっていたとき、階段を杖を使って非常におぼつかない足どりで歩いている人がいた。一目で障害者だとわかった。

「ねえ、あの人大丈夫かなあ」とつぶやいたら、お父さんは、「ほっとけ」とだけ言ってさっさと車に乗ってしまった。その声は、冷たく、吐き捨てるような感じだった。車中、僕はお父さんの冷たい言いぐさに無性に腹が立った。ほっとけて何だよ、見捨てるって言うのかよ、と思った。僕はこらえきれずにお父さんに食ってかかった。

「お父さん、さっきの人見て、ほっとけて言ったよね。それ、ちょっとひどいんじゃないの？ 頑張っている人を見捨てるっていつの？」お父さんは静かに、「そつだ」と言った。僕は頭にきた。お父さんはホントに最低な奴だと思った。

「それってどういうこと？ お父さんには親切って心がないの？ 困っている人見たら助けてあげようって思わないの？」

お父さんは言い返してきた。

「お前は困っている人から困っていること取り上げて解決させることが親切だと思ってるのか。それは大きな間違いだ。現にお父さんだって事故

ってからいろんな人にほっとかれたから、今、こんなに歩けるようになったんだ。だから俺もあの人が一杯の親切をしてやったつもりだ。お前みたいな考えがああいう人にとって一番の不親切だ。ありがた迷惑ってやつだ」

僕は、何も言い返せなかった。ただ、お父さんは最低の奴だと思った自分が恥ずかしくなるだけだった。

考えてみれば、お父さんとあの人は、多分同じ足の障害だ。お父さんには、障害者として接したことはただの一度もない。なのに、なぜ見ず知らずのあの人にはそうやって特別目線で接してしまっただろうか。

無愛想なお父さんの「ほっとけ」は、「見守る」の裏返しだと思っ。もし、僕があの時、中途半端に手助けして親切な気になっていたら、あの人が一人で歩けるように苦労して育てた芽を摘みとってしまったかもしれない。それは、お父さんの言う通り、あの人にとっての最大の不親切に違いない。

カーステレオだけが響く車内。黙って片手でハンドルを握るお父さんの姿は、なんだかっこよく思えた。

「おい、何時だと思っただ。さっさと寝ろ」例によって夜の九時過ぎ、かっこ悪いいつものお父さんが怒鳴る。どうして、僕の話は「ほっといて」もらえないのだろうか。



授業がもっとよくなる3観点



次の3観点を意識して、確認しながら毎日の授業を試してみませんか。

ねらい(つける力)を明確にしましょう。

授業の流れにめりはりをつけましょう。

ねらいの達成を見とどけましょう。

1時間の授業では

ねらいを明確に

はじめ



学習問題(課題)を黒板等に分かりやすく示しましょう。

めりはりをつけて

なか(追究)

学習内容に応じて

- ・触れて
 - ・かかわって
 - ・考えて
 - ・感じて
- 学ぶ



場面をつくりましょう。

ねらいの達成を見とどけて

おわり

見返しや、定義・発展問題を行う時間をとりましょう。



平成21年4月 長野県教育委員会事務局

「授業がもっとよくなる3観点」を人権教育の視点で見ると!

板書や個人カード等により学習問題や学習の手順を明確に示すことは、発達障害のある子だけでなく、どの子にも安心感を与える色使いに注意して、視覚にハンディのある子への配慮を

「かかわって学ぶ」場面では、

- ・いろいろな考えや思いがあることやその価値に気付かせる
- ・誰もが安心して自分の考えを表現できる雰囲気

人権教育の授業の「見返し」の場面では、普段の自分の生活や生き方を振り返る手だて(友だちの発言、生活記録、学習前のアンケート等)を用意

授業をもっとよくなるには、学習環境を整えることも大切です。

教職員の姿勢が学ぶ環境をつくる
隠れたカリキュラム(教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒が学びとっていきすべての事柄)を意識する

グループ活動等での欠席者の机の扱われ方は?
係分担表に休みがちな子の名前があるか?

聴く姿勢は、他の人を大切にする初めの一步!

思考過程や学習過程を認める
誤答を大切にする
一人一人が活躍する場や課題の工夫
発言しない子への配慮

機を捉えて、休みがちな子への担任の思いを語ることで、一人一人を大切にする
教職員の姿勢を学級全体に示す

授業を始める前に

- 1 教員や教材等を準備し、教室の整理をしてから授業を始めましょう。
- 2 欠席者・遅刻者・保健室等利用者の確認をし、出席者全員がそろっていることを確認しましょう。



授業では

- 3 返事や発言の仕方、聞く姿勢など授業ルールを確立しましょう。
- 4 積極的に声をかけたり、よい点を認めたりするなど児童生徒とのかかわりを大事にしましょう。
- 5 開始時刻と終了時刻を厳守しましょう。



授業のあとは

- 6 プリントやノートなどの整理を呼びかけて児童生徒がいつでも学習の見返しができるようにしましょう。
- 7 欠席した児童生徒へは、連絡帳等でおよその学習内容を伝え、配布物が届くようにしましょう。

